

「枚方市環境影響評価等技術指針」の改定案

現 行	改 定 案	改定の理由
<p>第1章 総則 (略)</p> <p>第2章 環境影響評価及び事後調査に関する基本的事項 (略)</p> <p>第3章 関係図書の作成及び公表に関する事項 (略)</p> <p>第4章 調査、予測、評価及び事後調査の方法</p> <p>第1節 大気質</p> <p>1. 調査</p> <p>(1) 調査項目</p> <p>① 大気質に係る調査項目</p> <p>対象事業等の種類、規模及び大気汚染物質の排出特性等を考慮して、次の項目から選定すること。</p> <p>二酸化硫黄、二酸化窒素、一酸化炭素、浮遊粒子状物質、光化学オキシダント、非メタン炭化水素、全炭化水素、ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、ダイオキシン類、微小粒子状物質、その他必要な物質</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 調査方法</p> <p>① 大気質に係る調査方法</p> <p>ア～イ (略)</p> <p>ウ 測定方法</p> <p>i) 環境基準が定められている項目 (略)</p> <p>ii) 環境基準の定められていない項目</p> <p>次に定める方法によること。</p> <p>ただし、これらと同等又は同等以上の測定結果が得られる適切な方法がある場合には、その方法によることができる。</p> <p>a 非メタン炭化水素</p> <p>b その他必要な物質</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「有害大気汚染物質測定方法マニュアル 排出ガス中の指定物質の測定方法マニュアル」(平成20年3月環境省水・大気環境局大気環境課) ・日本工業規格(JIS) 一 等 <p>(以下略)</p>	<p>第1章 総則 (略)</p> <p>第2章 環境影響評価及び事後調査に関する基本的事項 (略)</p> <p>第3章 関係図書の作成及び公表に関する事項 (略)</p> <p>第4章 調査、予測、評価及び事後調査の方法</p> <p>第1節 大気質</p> <p>1. 調査</p> <p>(1) 調査項目</p> <p>① 大気質に係る調査項目</p> <p>対象事業等の種類、規模及び大気汚染物質の排出特性等を考慮して、次の項目から選定すること。</p> <p>二酸化硫黄、二酸化窒素、一酸化炭素、浮遊粒子状物質、光化学オキシダント、非メタン炭化水素、全炭化水素、ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、ダイオキシン類、微小粒子状物質、水銀、その他必要な物質</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 調査方法</p> <p>① 大気質に係る調査方法</p> <p>ア～イ (略)</p> <p>ウ 測定方法</p> <p>i) 環境基準が定められている項目 (略)</p> <p>ii) 環境基準の定められていない項目</p> <p>次に定める方法によること。</p> <p>ただし、これらと同等又は同等以上の測定結果が得られる適切な方法がある場合には、その方法によることができる。</p> <p>a 非メタン炭化水素</p> <p>b 水銀</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「有害大気汚染物質測定方法マニュアル 排出ガス中の指定物質の測定方法マニュアル 排出ガス中の POPs の測定方法マニュアル 排出ガス中の PAHs 測定方法マニュアル」(平成31年3月環境省水・大気環境局大気環境課) <p>c その他必要な物質</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「有害大気汚染物質測定方法マニュアル 排出ガス中の指定物質の測定方法マニュアル 排出ガス中の POPs の測定方法マニュアル 排出ガス中の PAHs 測定方法マニュアル」(平成31年3月環境省水・大気環境局大気環境課) ・日本産業規格(JIS) 等 <p>(以下略)</p>	<p>①水銀に関する水俣条約が H29.8.16 に発効し、大気汚染防止法(平成27年6月19日法律第41号)が改正され、水銀の大気排出規制が追加された。 【H30.4.1 施行】</p> <p>②平成30年第196会通常国会において、「不正競争防止法等の一部を改正する法律」(法律第33号)が可決成立し、「工業標準化法」が一部改正され「産業標準化法」に変わり、日本工業規格(JIS)が日本産業規格(JIS)に変更された。 【R1.7.1 施行】</p>

現 行	改 定 案	改定の理由
<p>第2節 水質（底質を含む）</p> <p>1. 調査</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 調査方法</p> <p>① 水質汚濁に係る調査方法</p> <p>次に掲げるところにより現地調査を実施すること。</p> <p>なお、予測及び評価の方法を勘案して、「環境データ集」（枚方市）、「大阪府域河川等水質調査結果報告書」（大阪府）等の既存資料調査で必要なデータが得られる場合には、これをもって現地調査に代えることができる。</p> <p>ア～ウ (略)</p> <p>エ 測定方法</p> <p>i) 採水方法 (略)</p> <p>ii) 分析方法</p> <p>次に掲げる方法から項目に応じて適切なものを選定すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和46年環境庁告示第59号） ・「水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準の測定方法及び要監視項目の測定方法について」（平成5年4月28日環境庁水質保全局長通知） ・「ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁（水底の底質の汚染を含む。）及び土壌の汚染に係る環境基準について」（平成11年12月27日環境庁告示第68号） ・「排水基準を定める省令の規定に基づく環境大臣が定める排水基準に係る検定方法」（昭和49年環境庁告示第64号） ・「公共用水域の水質測定計画」（大阪府） ・日本工業規格（JIS） ・「上水試験法」（日本水道協会） ・「温排水調査指針」（水産庁） ・「ゴルフ場に係る農薬の水質検査技術マニュアル」（大阪府） ・以上の分析方法と同等以上の分析結果が得られる方法 <p>② 底質に係る調査方法</p> <p>次に掲げるところにより現地調査を実施すること。（以下略）</p> <p>ア～イ (略)</p> <p>ウ 測定方法</p> <p>i) 採泥方法 (略)</p> <p>ii) 分析方法及び溶出試験方法</p> <p>次に掲げる方法のうちから項目に応じて適切なものを選定すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「底質調査方法」（平成24年8月環境省水・大気環境局） ・日本工業規格（JIS） 	<p>第2節 水質（底質を含む）</p> <p>1. 調査</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 調査方法</p> <p>① 水質汚濁に係る調査方法</p> <p>次に掲げるところにより現地調査を実施すること。</p> <p>なお、予測及び評価の方法を勘案して、「環境データ集」（枚方市）、「大阪府域河川等水質調査結果報告書」（大阪府）等の既存資料調査で必要なデータが得られる場合には、これをもって現地調査に代えることができる。</p> <p>ア～ウ (略)</p> <p>エ 測定方法</p> <p>i) 採水方法 (略)</p> <p>ii) 分析方法</p> <p>次に掲げる方法から項目に応じて適切なものを選定すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和46年環境庁告示第59号） ・「水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準の測定方法及び要監視項目の測定方法について」（平成5年4月28日環境庁水質保全局長通知） ・「ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁（水底の底質の汚染を含む。）及び土壌の汚染に係る環境基準について」（平成11年12月27日環境庁告示第68号） ・「排水基準を定める省令の規定に基づく環境大臣が定める排水基準に係る検定方法」（昭和49年環境庁告示第64号） ・「公共用水域の水質測定計画」（大阪府） ・日本産業規格（JIS） ・「上水試験法」（日本水道協会） ・「温排水調査指針」（水産庁） ・「ゴルフ場に係る農薬の水質検査技術マニュアル」（大阪府） ・以上の分析方法と同等以上の分析結果が得られる方法 <p>② 底質に係る調査方法</p> <p>次に掲げるところにより現地調査を実施すること。（以下略）</p> <p>ア～イ (略)</p> <p>ウ 測定方法</p> <p>i) 採泥方法 (略)</p> <p>ii) 分析方法及び溶出試験方法</p> <p>次に掲げる方法のうちから項目に応じて適切なものを選定すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「底質調査方法」（平成24年8月環境省水・大気環境局） ・日本産業規格（JIS） 	

現 行	改 定 案	改定の理由												
<ul style="list-style-type: none"> 「公共用水域の水質測定計画」(大阪府) 「海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律施行令第5条第1項に規定する埋立場所等に排出しようとする廃棄物に含まれる金属等の検定方法」(昭和48年環境庁告示第14号) 「ダイオキシン類に係る底質調査測定マニュアル」(平成21年3月環境省水・大気環境局水環境課) 以上の分析方法と同等以上の分析結果が得られる方法 <p>(以下略)</p> <p>第3節 地下水</p> <p>1. 現況調査</p> <p>(1) 調査項目</p> <p>① 地下水質に係る調査項目</p> <p>地下水質に係る調査項目は、対象事業等の種類、規模及び水質汚濁物質の排出特性等を考慮して、次の項目から選定すること。</p> <p>カドミウム、全シアン、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、アルキル水銀、PCB、ジクロロメタン、四塩化炭素、塩化ビニルモノマー、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、ふっ素、ほう素、1,4-ジオキサン、ダイオキシン類、その他必要な項目</p> <p>② ～ (4) 調査の結果(略)</p> <p>2. 環境保全目標</p> <p>環境保全目標は、現況調査により判明した周辺地域の水質等の状況を勘案のうえ、次に示す事項を参考に適切に設定すること。</p> <p>(1) 環境基準</p> <p>水質に係る環境基準が設定されている項目は、次に掲げるとおりである。</p> <table border="1" data-bbox="249 1537 1169 1923"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>法律</th> <th>対象物質</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>地下水の水質</td> <td>環境基本法</td> <td>カドミウム、全シアン、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、アルキル水銀、PCB、ジクロロメタン、四塩化炭素、塩化ビニルモノマー、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、ふっ素、ほう素、1,4-ジオキサン</td> </tr> </tbody> </table>	区分	法律	対象物質	地下水の水質	環境基本法	カドミウム、全シアン、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、アルキル水銀、PCB、ジクロロメタン、四塩化炭素、 塩化ビニルモノマー 、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、ふっ素、ほう素、1,4-ジオキサン	<ul style="list-style-type: none"> 「公共用水域の水質測定計画」(大阪府) 「海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律施行令第5条第1項に規定する埋立場所等に排出しようとする廃棄物に含まれる金属等の検定方法」(昭和48年環境庁告示第14号) 「ダイオキシン類に係る底質調査測定マニュアル」(平成21年3月環境省水・大気環境局水環境課) 以上の分析方法と同等以上の分析結果が得られる方法 <p>(以下略)</p> <p>第3節 地下水</p> <p>1. 現況調査</p> <p>(1) 調査項目</p> <p>① 地下水質に係る調査項目</p> <p>地下水質に係る調査項目は、対象事業等の種類、規模及び水質汚濁物質の排出特性等を考慮して、次の項目から選定すること。</p> <p>カドミウム、全シアン、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、アルキル水銀、PCB、ジクロロメタン、四塩化炭素、クロロエチレン(別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー)、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、ふっ素、ほう素、1,4-ジオキサン、ダイオキシン類、その他必要な項目</p> <p>② ～ (4) 調査の結果(略)</p> <p>2. 環境保全目標</p> <p>環境保全目標は、現況調査により判明した周辺地域の水質等の状況を勘案のうえ、次に示す事項を参考に適切に設定すること。</p> <p>(1) 環境基準</p> <p>水質に係る環境基準が設定されている項目は、次に掲げるとおりである。</p> <table border="1" data-bbox="1317 1537 2237 1923"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>法律</th> <th>対象物質</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>地下水の水質</td> <td>環境基本法</td> <td>カドミウム、全シアン、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、アルキル水銀、PCB、ジクロロメタン、四塩化炭素、クロロエチレン(別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー)、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、ふっ素、ほう素、1,4-ジオキサン</td> </tr> </tbody> </table>	区分	法律	対象物質	地下水の水質	環境基本法	カドミウム、全シアン、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、アルキル水銀、PCB、ジクロロメタン、四塩化炭素、 クロロエチレン (別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー)、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、ふっ素、ほう素、1,4-ジオキサン	<p>③地下水の水質汚濁に係る環境基準が改正され、環境基準項目のうち、「塩化ビニルモノマー」の項目名が「クロロエチレン(別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー)」に変更された。 【H29.4.1 施行】</p>
区分	法律	対象物質												
地下水の水質	環境基本法	カドミウム、全シアン、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、アルキル水銀、PCB、ジクロロメタン、四塩化炭素、 塩化ビニルモノマー 、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、ふっ素、ほう素、1,4-ジオキサン												
区分	法律	対象物質												
地下水の水質	環境基本法	カドミウム、全シアン、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、アルキル水銀、PCB、ジクロロメタン、四塩化炭素、 クロロエチレン (別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー)、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、ふっ素、ほう素、1,4-ジオキサン												

現 行			改 定 案			改定の理由
	ダイオキシン類対策特別措置法	ダイオキシン類		ダイオキシン類対策特別措置法	ダイオキシン類	
<p>～第4節 (略)</p> <p>第5節 悪臭</p> <p>1. 調査</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3)調査方法</p> <p>① 悪臭に係る調査方法</p> <p>次に掲げるところにより現地調査を実施すること。</p> <p>なお、予測及び評価の方法を勘案して、既存資料調査で必要なデータが得られる場合には、これをもって現地調査に代えることができる。</p> <p>ア～イ (略)</p> <p>ウ 測定方法</p> <p>「特定悪臭物質の測定の方法」(昭和47年5月30日環境庁告示第9号)及び「臭気指数及び臭気排出強度の算定の方法」(平成7年9月13日環境庁告示第63号)に定める測定方法によること。また、その他必要な物質・項目等の測定方法は、日本工業規格(JIS)等に定める方法によること。</p> <p>ただし、これらと同等又は同等以上の測定結果が得られる適切な方法がある場合には、その方法によることができる。</p> <p>(以下略)</p> <p>第6節 (略)</p> <p>第7節 土壤汚染</p> <p>1. 調査</p> <p>(1) 調査項目</p> <p>① 土壤汚染に係る調査項目</p> <p>対象事業等の種類、規模及び汚染物質の排出特性等を考慮して、次の項目から選定すること。</p> <p>カドミウム、全シアン、有機燐、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、アルキル水銀、PCB、銅、ジクロロメタン、四塩化炭素、1, 2-ジクロロエタン、1, 1-ジクロロエチレン、シス-1, 2-ジクロロエチレン、1, 1, 1-トリクロロエタン、1, 1, 2-トリクロロエタン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、1, 3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン、ふっ素、ほう素、ダイオキシン類、その他重金属等土壤汚染物質</p>			<p>～第4節 (略)</p> <p>第5節 悪臭</p> <p>1. 調査</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3)調査方法</p> <p>① 悪臭に係る調査方法</p> <p>次に掲げるところにより現地調査を実施すること。</p> <p>なお、予測及び評価の方法を勘案して、既存資料調査で必要なデータが得られる場合には、これをもって現地調査に代えることができる。</p> <p>ア～イ (略)</p> <p>ウ 測定方法</p> <p>「特定悪臭物質の測定の方法」(昭和47年5月30日環境庁告示第9号)及び「臭気指数及び臭気排出強度の算定の方法」(平成7年9月13日環境庁告示第63号)に定める測定方法によること。また、その他必要な物質・項目等の測定方法は、日本産業規格(JIS)等に定める方法によること。</p> <p>ただし、これらと同等又は同等以上の測定結果が得られる適切な方法がある場合には、その方法によることができる。</p> <p>(以下略)</p> <p>第6節 (略)</p> <p>第7節 土壤汚染</p> <p>1. 調査</p> <p>(1) 調査項目</p> <p>① 土壤汚染に係る調査項目</p> <p>対象事業等の種類、規模及び汚染物質の排出特性等を考慮して、次の項目から選定すること。</p> <p>カドミウム、全シアン、有機燐、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、アルキル水銀、PCB、銅、ジクロロメタン、四塩化炭素、クロロエチレン(別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー)、1, 2-ジクロロエタン、1, 1-ジクロロエチレン、1, 2-ジクロロエチレン、1, 1, 1-トリクロロエタン、1, 1, 2-トリクロロエタン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、1, 3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン、ふっ素、ほう素、1-4ジオキサン、ダイオキシン類、その他重金属等土壤汚染物質</p>			<p>④土壤の汚染に係る環境基準が改正され、環境基準項目のうち、「クロレチレン(別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー)」、「1-4ジオキサン」が追加【H29.4.1 施行】、「シス-1, 2-ジクロロエチレン」の項目名が「1, 2-ジクロロエチレン」に変更された。【H31.4.1 施行】</p>

現 行	改 定 案	改定の理由												
<p>② ～ (4) 調査の結果 (略)</p> <p>2. 環境保全目標 環境保全目標は、現況調査により判明した周辺地域等の土壌汚染の状況を勘案のうえ、次に示す事項を参考に適切に設定すること。</p> <p>(1) 環境基準 土壌汚染に係る環境基準は、次に掲げるとおりである。</p> <table border="1" data-bbox="249 550 1169 898"> <thead> <tr> <th>法律名</th> <th>対象物質</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>環境基本法</td> <td>カドミウム、全シアン、有機燐、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、アルキル水銀、PCB、銅、ジクロロメタン、四塩化炭素、1, 2-ジクロロエタン、1, 1-ジクロロエチレン、シス-1, 2-ジクロロエチレン、1, 1, 1-トリクロロエタン、1, 1, 2-トリクロロエタン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、1, 3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン、ふっ素、ほう素</td> </tr> <tr> <td>ダイオキシン類対策特別措置法</td> <td>ダイオキシン類</td> </tr> </tbody> </table> <p>(以下略)</p>	法律名	対象物質	環境基本法	カドミウム、全シアン、有機燐、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、アルキル水銀、PCB、銅、ジクロロメタン、四塩化炭素、1, 2-ジクロロエタン、1, 1-ジクロロエチレン、シス-1, 2-ジクロロエチレン、1, 1, 1-トリクロロエタン、1, 1, 2-トリクロロエタン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、1, 3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン、ふっ素、ほう素	ダイオキシン類対策特別措置法	ダイオキシン類	<p>② ～ (4) 調査の結果 (略)</p> <p>2. 環境保全目標 環境保全目標は、現況調査により判明した周辺地域等の土壌汚染の状況を勘案のうえ、次に示す事項を参考に適切に設定すること。</p> <p>(1) 環境基準 土壌汚染に係る環境基準は、次に掲げるとおりである。</p> <table border="1" data-bbox="1317 550 2237 957"> <thead> <tr> <th>法律名</th> <th>対象物質</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>環境基本法</td> <td>カドミウム、全シアン、有機燐、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、アルキル水銀、PCB、銅、ジクロロメタン、四塩化炭素、クロロエチレン (別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー)、1, 2-ジクロロエタン、1, 1-ジクロロエチレン、1, 2-ジクロロエチレン、1, 1, 1-トリクロロエタン、1, 1, 2-トリクロロエタン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、1, 3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン、ふっ素、ほう素、1-4ジオキササン</td> </tr> <tr> <td>ダイオキシン類対策特別措置法</td> <td>ダイオキシン類</td> </tr> </tbody> </table> <p>(以下略)</p>	法律名	対象物質	環境基本法	カドミウム、全シアン、有機燐、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、アルキル水銀、PCB、銅、ジクロロメタン、四塩化炭素、クロロエチレン (別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー)、1, 2-ジクロロエタン、1, 1-ジクロロエチレン、1, 2-ジクロロエチレン、1, 1, 1-トリクロロエタン、1, 1, 2-トリクロロエタン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、1, 3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン、ふっ素、ほう素、1-4ジオキササン	ダイオキシン類対策特別措置法	ダイオキシン類	
法律名	対象物質													
環境基本法	カドミウム、全シアン、有機燐、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、アルキル水銀、PCB、銅、ジクロロメタン、四塩化炭素、1, 2-ジクロロエタン、1, 1-ジクロロエチレン、シス-1, 2-ジクロロエチレン、1, 1, 1-トリクロロエタン、1, 1, 2-トリクロロエタン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、1, 3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン、ふっ素、ほう素													
ダイオキシン類対策特別措置法	ダイオキシン類													
法律名	対象物質													
環境基本法	カドミウム、全シアン、有機燐、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、アルキル水銀、PCB、銅、ジクロロメタン、四塩化炭素、クロロエチレン (別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー)、1, 2-ジクロロエタン、1, 1-ジクロロエチレン、1, 2-ジクロロエチレン、1, 1, 1-トリクロロエタン、1, 1, 2-トリクロロエタン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、1, 3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン、ふっ素、ほう素、1-4ジオキササン													
ダイオキシン類対策特別措置法	ダイオキシン類													